（二以上の船舶バラスト水規制管理条約締約国間において合意されて行われる有害水バラスト湖沼等排出）

第九条の五　第九条の二の規定は、法第十七条の六において準用する法第十七条第二項第四号の政令で定める要件について準用する。この場合において、第九条の二中「排出を」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出（第九条の四に規定する有害水バラスト湖沼等排出をいう。以下この条において同じ。）を」と、「有害水バラストの排出」とあるのは「有害水バラスト湖沼等排出」と読み替えるものとする。

第十一条の十の表第一号中「一パーセント」を「〇・一パーセント」に改める。

別表第一の三中「第一条の四」を「第一条の五」に改める。

別表第一の四中「第一条の七」を「第一条の八」に改める。

別表第一の五中「第一条の八、第一条の九」を「第一条の九、第一条の十」に改める。

別表第一の六中「第一条の十一、第一条の十二」を「第一条の十二、第一条の十三」に改める。

別表第一の七中「第一条の十一」を「第一条の十二」に改め、同表第一号及び第二号中「すべて」を「全て」に改める。

別表第四中「第九条の三」を「第九条の六」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第十一条の十の表第一号の改正規定及び附則第五条から第七条までの規定は、平成二十七年一月一日から施行する。

（改正法附則第二条第一項の政令で定める水域）

第二条　改正法附則第二条第一項の政令で定める水域は、次に掲げる水域とする。

一　全ての国の領海の基線（この政令による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第一条の十第一項第三号に規定する領海の基線をいう。）からその外側五十海里以遠であって水深二百メートル以上の海域

二　前号に掲げる水域以外の水域のうち次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ　その周辺に前号に掲げる水域が存在しない水域であって、水域環境の保全の見地から有害となるおそれが比較的少ない水バラストの積込みが可能なものとして日本国の領海等（内水、領海又は排他的経済水域をいう。以下同じ。）において国土交通大臣及び環境大臣が指定するもの

ロ　船舶バラスト水規制管理条約締約国（改正法による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「新法」という。）第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約締約国をいう。以下同じ。）の領海等において当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が指定する水域

（改正法附則第二条第一項の政令で定める要件）

第三条　改正法附則第二条第一項の政令で定める要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件とする。

一　特定水バラスト交換（改正法附則第二条第一項に規定する特定水バラスト交換をいう。以下この条において同じ。）を行うための有害水バラスト排出（同項に規定する有害水バラスト排出をいう。以下この条において同じ。）　次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行う水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

特定水バラスト交換を行う水域	要件
一　前条第一号に掲げる水域	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。 イ　船舶（湖沼等（改正法附則第二条第一項に規定する湖沼等をいう。）において航行の用に供する船舶類を含む。以下同じ。）に積まれている水バラストの大部分が当該水域の水と入れ替わるものとして国土交通省令で定める方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。 ロ　水域環境の保全に及ぼす影響をできる限り少なくするものとして国土交通省令で定める方法により行われる有害水バラスト排出であること。
二　前条第二号に掲げる水域	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。 イ　船舶に積まれている水バラストの大部分が当該水域の水と入れ替わるものとして国土交通省令で定める方法により行う特定水バラスト交換のための有害水バラスト排出であること。 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。 (1)　日本国の領海等において行われる有害水バラスト排出　日本国の領海等の水域環境の保全に影響を及ぼすおそれが少なく、かつ、当該領海等において有害水バラスト排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。 (2)　船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラスト排出　当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

二　特定水バラスト交換を行った後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出　次の表の上欄に掲げる特定水バラスト交換を行った水域の区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる要件

特定水バラスト交換を行った水域	要件
一　前条第一号に掲げる水域	前号の表第一号下欄イに規定する方法により行われた特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であること。
二　前条第二号に掲げる水域	次に掲げる要件に適合する有害水バラスト排出であること。 イ　前号の表第二号下欄イに規定する方法により行われた特定水バラスト交換の後新たに水バラストを積み込むことなく行う有害水バラスト排出であること。 ロ　次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。 (1)　日本国の領海等において行われる有害水バラスト排出　日本国の該領海等において有害水バラスト排出を行うことがやむを得ないものとして国土交通大臣及び環境大臣が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。 (2)　船舶バラスト水規制管理条約締約国の領海等において行われる有害水バラスト排出　当該船舶バラスト水規制管理条約締約国の政府が定める要件に適合する有害水バラスト排出であること。

（改正法附則第二条第一項の政令で定める日）

第四条　改正法附則第二条第一項の政令で定める日は、次の各号に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

一　船舶バラスト水規制管理条約（新法第十七条第二項第三号に規定する船舶バラスト水規制管理条約をいう。以下この条において同じ。）第十八条1の規定により船舶バラスト水規制管理条約が効力を生ずる日（以下この条において「条約発効日」という。）前に建造され又は建造に着手された船舶（次号に掲げる船舶を除く。）　条約発効日以後最初に行われる新法第十九条の三十六の表